

熊谷市くらしのカレンダー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市広告掲載要綱及び熊谷市広告掲載基準に基づき、熊谷市（以下「市」という。）が発行する熊谷市くらしのカレンダー（以下「カレンダー」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置、枠数及び規格は次の表のとおりとする。

掲載位置	各月のカレンダーで市長が指定した位置
枠数	最大24枠（2枠/月）
規格	縦50mm、横90mm

(広告掲載に関する条件)

第3条 広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、広告の掲載に当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告のデザイン、内容色彩等は、カレンダーのイメージを損なうことがないよう、熊谷市広告掲載要綱第5条第1項及び熊谷市広告掲載基準第5条に定める事項を遵守するものとする。
- (2) 広告の版下は、カラーで作成するものとする。
- (3) 同一の事業者の広告は3回までとする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。なお、同月の掲載枠の掲載は認めないこととする。
- (4) 紙媒体のカレンダーのほか、市ホームページ等に掲載するカレンダーのPDFデータに広告を掲載する。
- (5) 熊谷市税の滞納がないこと。

2 次に掲げる表現は禁止する。

- (1) アラートマーク（警告表示）等、市民を不安にさせる表現
- (2) 市の実施する事業名に類似した表現又は市が推奨するかのような印象を与える表現
- (3) 利用者に誤解を与えるおそれのある表現
- (4) 人物写真の掲載
- (5) その他市が不適切と判断する表現やイラスト等

(広告の掲載期間)

第4条 配布日から翌年3月末までとする。

2 市が管理するホームページに掲載したカレンダーは、公開を終了するまでとする。

(広告主の募集)

第5条 掲載希望者の募集は、市ホームページ及び市報に掲載して募集するものとする。

2 掲載希望者は、市が指定する期日までに、熊谷市くらしのカレンダー広告掲載申込書（様式第1号）を市に提出しなければならない。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

（掲載の決定）

第6条 市は、掲載希望者から前条第2項による申込みがあった場合は、掲載の可否を決定し、その結果及び条件等について、熊谷市くらしのカレンダー広告掲載決定通知書（様式第2号）又は熊谷市くらしのカレンダー広告不掲載決定通知書（様式第3号）により掲載希望者に通知するものとする。

2 市は、掲載希望者が、第2条に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。

- (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

3 広告の掲載月は市が決定するものとし、熊谷市くらしのカレンダー広告掲載決定通知書（様式第2号）において、掲載希望者に通知する。

（広告の提出）

第7条 広告の掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、掲載する広告原稿を市が指定する期日までに、電子データ（イラストレーターでアウトラインをとったもの）で提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 市は、提出された広告案の内容が、第3条第2項の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、類似広告の市場価値等を考慮して、市長が決定する。

2 広告主は、原則として広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括して前納するものとする。

（広告主の責務）

第9条 広告主は、掲載内容に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（その他）

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年7月1日から施行する。